

參考資料

平成 10 年 9 月 28 日

条例第 58 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策等

第 1 節 施策の策定等に当たっての環境への配慮（第 8 条）

第 2 節 環境基本計画（第 9 条）

第 3 節 市が講ずる環境の保全等のための施策等（第 10 条—第 20 条）

第 4 節 地球環境保全の推進（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市、事業者及び市民が適正な役割分担と協働のもとに、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とするものを策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（報告書）

第7条 市長は、定期的に、環境の状況及び市が環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第8条 市は、環境との共生を図るため、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について極力配慮するものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、川口市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、川口市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るようにするものとする。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境に及ぼす影響について事前に評価し、その結果に基づき、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

第13条 市は、緑地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の適正な保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めるものとする。

(循環を基調とする社会の構築)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 15 条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深められるようにするとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第 16 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 17 条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(事業者、市民等の意見の反映)

第 18 条 市は、環境の保全等に関する施策に、事業者、市民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び監視等の体制の整備)

第 19 条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第 20 条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第 4 節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 21 条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2

川口市環境審議会条例

昭和 46 年 4 月 1 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、川口市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、及びこれらについて必要と認める事項を市長に建議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 業界関係者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 7 条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会の委員のうちから会長が指名する者及び次条の規定により特別委員を置く場合には特別委員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(特別委員)

第8条 部会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解任されるものとする。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年11月1日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月30日条例第60号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年6月27日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第9号)の一部を次のように改める。

(次のよう略)

附 則 (平成10年3月24日条例第20号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日条例第18号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

3

川口市環境審議会 委員名簿

◎ 会長 ○ 副会長

区分	氏 名	推薦団体等	役職名	備 考
知識経験者	柳田 つとむ	川口市議会	市議会議員	H26.3～
	幡野 茂	川口市議会	市議会議員	H23.5～
	井上 薫	川口市議会	市議会議員	H27.5～
	山口 征矢 ◎	東京海洋大学	名誉教授	H16.8～
	山添 真由美	公募		H28.8～
	岡田 雅代	公募		H28.8～
民間団体の代表者	杉本 紀代美	川口市婦人団体連絡協議会	副会長	H26.8～
	斉藤 照夫 ○	川口市民環境会議	理事	H24.8～
	神田 美代子	西川口を活性化させる会	理事	H26.8～
業界関係者	田中 知雄	埼玉県鍍金工業組合第7支部	支部長	H28.8～
	矢作 泰雄	川口鋳物工業協同組合	理事	H28.8～
	倉田 勉	川口市商店街連合会	副会長	H28.8～
	矢野 剛	川口新郷工業団地協同組合	副理事長	H28.8～
関係行政機関の職員	橋谷田 元	埼玉県川口保健所	副所長	H28.8～
	猪俣 孝一	埼玉県中央環境管理事務所	副所長	H26.8～ H29.3
	原田 利一			H29.4～

4 策定経過

平成 28 年度

	日付	会議名など	審議の内容
平成 28 年	8月3日	平成 28 年度 第 1 回川口市環境審議会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について
	9月20日 ～10月3日	市民・事業者アンケート実施	
	11月16日	諮問	
	11月28日	平成 28 年度 第 2 回川口市環境審議会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. 策定スケジュールについて 2. アンケート結果について 3. 計画の概要及び方向性等について
平成 29 年	1月16日	第 1 回川口市環境基本計画等 策定庁内検討委員会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. 策定スケジュールについて 2. アンケート結果について 3. (仮称)第 3 次川口市環境基本計画について
	1月16日	市民ワークショップ実施	
	1月24日 ～2月10日	教員アンケート実施	
	2月2日	第 44 回 川口市環境推進調整委員会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. 策定スケジュールについて 2. アンケート結果について 3. (仮称)第 3 次川口市環境基本計画について
	2月16日	平成 28 年度 第 3 回川口市環境審議会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. 策定スケジュールについて 2. (仮称)第 3 次川口市環境基本計画について 3. ワークショップの結果について



市民ワークショップ

平成 29 年度

	日付	会議名など	審議の内容
平成 29 年	4 月 17 日	第 2 回川口市環境基本計画等 策定庁内検討委員会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. ワークショップの結果について 2. 教員アンケートの結果について 3. (仮称)第 3 次川口市環境基本計画及び (仮称)川口市地球温暖化対策実行計画について
	4 月 27 日	第 45 回 川口市環境推進調整委員会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. (仮称)第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. (仮称)川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	5 月 23 日	平成 29 年度 第 1 回川口市環境審議会	(仮称)第 3 次川口市環境基本計画等の策定について 1. 教員アンケートの結果について 2. (仮称)第 3 次川口市環境基本計画(案)について 3. (仮称)川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	6 月 22 日	第 3 回川口市環境基本計画等 策定庁内検討委員会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	7 月 3 日	第 46 回 川口市環境推進調整委員会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	7 月 13 日	平成 29 年度 第 2 回川口市環境審議会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	8 月 9 日	第 4 回川口市環境基本計画等 策定庁内検討委員会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	9 月 1 日	第 47 回 川口市環境推進調整委員会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	10 月 6 日	平成 29 年度 第 3 回川口市環境審議会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	10 月 16 日 ～10 月 23 日	庁内パブリックコメント実施	
	10 月 16 日 ～11 月 20 日	市民パブリックコメント実施	
	12 月 1 日	第 49 回 川口市環境推進調整委員会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
	12 月 26 日	平成 29 年度 第 4 回川口市環境審議会	1. 第 3 次川口市環境基本計画(案)について 2. 川口市地球温暖化対策実行計画(案)について
平成 30 年	1 月 22 日	答申	

諮問・答申

諮問

川環総発 第26号
平成28年11月16日

川口市環境審議会
会長 山口 征矢 様

川口市長 奥ノ木 信夫

（仮称）第3次川口市環境基本計画及び（仮称）川口市地球温暖化対策実行計画の策定について（諮問）

川口市環境審議会条例（昭和46年条例第21号）第2条の規定に基づき、（仮称）第3次川口市環境基本計画及び（仮称）川口市地球温暖化対策実行計画の策定について、貴審議会に諮問します。

答申

平成30年1月22日

川口市長
奥ノ木 信夫 様

川口市環境審議会
会長 山口 征矢

「第3次川口市環境基本計画」及び「川口市地球温暖化対策実行計画」について（答申）

平成28年11月16日付け、川環総発第26号で諮問のありました件について、当審議会は、慎重なる審議を重ねた結果、別添「第3次川口市環境基本計画」及び「川口市地球温暖化対策実行計画」をもって、答申します。



川口市環境審議会



答申

5

施策推進の指標一覧

個別 目標	指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)	指標の解説
1 循環型 社会の 実現	1人1日あたりのごみ排出量	※ 844 g/人・日	850g/人・日	・「第6次一般廃棄物処理基本計画」で設定している計画目標です。
	リサイクル率	※ 35.0%	23.0%	・「第6次一般廃棄物処理基本計画」で設定している計画目標です。
	最終処分量	※ 4,800 t	7,424 t	・「第6次一般廃棄物処理基本計画」で設定している計画目標です。
	グリーン購入の目標値達成率	100%	94.7%	・「川口市環境物品等の調達の推進に関する方針」で設定している分野毎の目標値の達成率です。

※ 平成34（2022）年度の目標値
川口市一般廃棄物処理基本計画の改訂時に見直しを行います。

個別 目標	指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)	指標の解説
2 安全・安心・快適社会の実現	大気環境基準 達成率	100%	50.0%	・ 6 地点における二酸化窒素などの環境基準の達成状況を示す数値です。
	公共用水域(河川) 環境基準達成率	100%	80.0%	・ 芝川・新芝川・綾瀬川における B O D の環境基準の達成状況を示す数値です。
	騒音環境基準 達成率	100%	97.7%	・ 幹線交通を担う道路の周辺における環境基準の達成状況を示す数値です。
	地下水環境基準 達成率	100%	100%	・ 2 地点における各 2 8 項目の環境基準の達成状況を示す数値です。
	ダイオキシン類 環境基準達成率	100%	100%	・ 大気、河川水、河川底質、地下水、土壌の環境基準の達成状況を示す数値です。
	有害大気汚染物質 の環境基準達成率	100%	100%	・ 3 地点におけるベンゼンなどの環境基準の達成状況を示す数値です。
	下水道処理人口 普及率	※ 88.0%	86.5%	・ 行政区域内の総人口に占める下水道を利用できる区域内の人口比率の数値です。

※ 平成 32 (2020) 年度の目標値
流域下水道計画や他の都市計画事業などと整合を図りながら見直しを行います。

個別目標	指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)	指標の解説
3 自然共生社会の実現	保全すべき緑地の確保	※1 200,000 m ²	33 箇所 187,254 m ²	・「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき指定された緑地の箇所数および面積です。
	親水護岸の整備延長	※2 3,240m	2,015m	「都市基盤河川改修事業」の一環として整備される延長です。
	保存樹木の本数	現状維持	212 本	・「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき指定された樹木の本数です。
	保存生け垣の箇所数、延長	現状維持	40 箇所 2,064m	・「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき指定された生垣の箇所数および延長です。
	市民 1 人あたりの公園面積	現状値を上回る	3.33 m ²	・市内の都市公園の市民一人あたりの面積です。

※1 ※2 平成 32（2020）年度の目標値

※1 川口市緑の基本計画の改定時に見直しを行います。

※2 旧芝川改修事業と整合を図りながら見直しを行います。

個別目標	指標	目標値 (H34〈2022〉年度)	基準値 (H25〈2013〉年)	指標の解説
4 低炭素社会の実現	市域から排出される温室効果ガスの量	2,284千 t-CO ₂ 平成25年度（2013年度）比で15%削減	2,687 千 t-CO ₂	・「川口市地球温暖化対策実行計画」で設定している計画目標です。
	市の事務および事業に伴い排出される温室効果ガスの量	111,155t-CO ₂ 平成25年度（2013年度）比で14%削減	129,317 t-CO ₂	・「川口市地球温暖化対策実行計画」で設定している計画目標です。

中期目標（国の削減目標に準じたもの）

個別目標	指標	目標値 (H42〈2030〉年)	基準値 (H25〈2013〉年)	指標の解説
4 低炭素社会の実現	市域から排出される温室効果ガスの量	1,988千 t-CO ₂ 平成25年度（2013年度）比で26%削減	2,687 千 t-CO ₂	・「川口市地球温暖化対策実行計画」で設定している計画目標です。
	市の事務および事業に伴い排出される温室効果ガスの量	95,788t- CO ₂ 平成25年度（2013年度）比で26%削減	129,317 t-CO ₂	・「川口市地球温暖化対策実行計画」で設定している計画目標です。

個別 目標	指標	目標値 (H39〈2027〉年度)	現状値 (H28〈2016〉年度)	指標の解説
5 環境保全活動の拡大	環境出前講座の実施数	現状値を上回る	29 回/年	・「エコ・スクールン」など環境出前講座を開催した回数です。
	環境イベントの参加者数	現状値を上回る	22,378 人/年	・環境イベントや講座等の参加者の累計数です。

6

用語集

【あ行】

アスベスト（石綿）

繊維状鉱物の総称。繊維が肺に刺さると肺がんや中皮腫などの健康障害を引き起こす恐れがある。以前は、ビルなどの建築工事において、保温断熱の目的でアスベストを吹き付ける作業が行われていたが、現在は禁止されている。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

インキュベートオフィス

新規事業の立ち上げにともなう会社経営・運営のサポートサービスを兼ね備えた賃貸オフィス。

エコアクション 21

中小事業者などにおいても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価および環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。

エコドライブ

不要なアイドリングや、空ぶかし、急発進、急加速などの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境対策。二酸化炭素（CO₂）などの排出ガスの削減に有効とされている。

エネルギー基本計画

「エネルギー政策基本法」第 12 条の規定に基づき、将来を見通してエネルギー需給全体に関する施策の基本的な方向を定性的に示す計画。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表面を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）、パーフルオロカーボン類（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の 7 種類としている。

【か行】

外来生物

国外や国内の他地域から人為的（意図的または非意図的）に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育する生物。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因物質である硫酸化物、窒素酸化物などが発生する。

かわぐち暑さ避難所

熱中症対策の一環として、川口市が行っている事業で、市内の公共施設を外出時の一時休息所として提供するもの。

環境基準

「環境基本法」第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律。

環境マネジメントシステム

事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。組織のトップが方針を定め、個々の部門が計画（Plan）を立てて、実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Action）を行う仕組みで、この PDCA サイクルを繰り返し行うことで継続的な改善を図ることができる。

京都議定書

平成 9（1997）年 12 月に京都で開催された「国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）」において採択された議定書。平成 17（2005）年 2 月に発効した。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

クールシェア

家庭や地域で、複数のエアコン使用をやめ、なるべく 1 部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用することで涼を分かち合うなど、1 人あたりのエアコン使用を見直す取り組みのこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

グリーンコンシューマー

直訳すると「緑の消費者」。環境をイメージした緑と、コンシューマー＝消費者を合わせた造語で、環境を考えて商品やサービスを購入する消費者のこと。

クリーン推進員

廃棄物処理法第 5 条の 8 の規定による「廃棄物減量等推進員制度」として実施している「川口市クリーン推進員制度」に基づき、委嘱した地域住民のこと。主な活動内容は、ごみの減量や分別の啓発、環境美化活動などである。

洪水ハザードマップ

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域および浸水した場合に想定される水深、洪水予報などの伝達方法、避難場所、避難の確保を図るために必要な事項を記載した地図。

固定価格買取制度

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

【さ行】

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わるものとして提示された概念である。

親水公園

河川・湖沼・海浜などの地形を利用して、水と親しめるように作られた公園。河川に沿って遊歩道を作ったり、川底に自然石を置いたり、滝や水遊びのできる場所などを設けて水辺に親しめるようにしたもの。

水素ステーション

燃料電池自動車に水素を補給するための施設。ガソリンスタンドに相当する。

スマートコミュニティ

地域社会がエネルギーを消費するだけでなく、つくり、蓄え、賢く使うことを前提に、地域単位で統合的に管理する社会。産業や社会生活の基盤となる住宅、施設、交通網、公共サービスなどが IT（情報技術）を利用することで、エネルギーの最適な活用ができる次世代送配電網スマートグリッド（電気の容量や電圧を最適な状態にコントロールできる送配電網）を基礎とした情報ネットワークに接続し、環境負荷が少ない暮らし方を実現する。スマートシティともいう。

生態系

動物、植物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合したシステム。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）のこと。炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が燃えるときなどに副生成物として生じる物質で、毒性が強いものがある。

地域制緑地

一定の土地の区域に対して、法律等での土地利用を規制し、良好な自然的環境の保全を図ることを目的として指定する緑地。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

低炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化などを図ることにより、経済活動や生活水準のレベルを維持したまま二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を実現した社会。

デング熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状。重症化すると致死性のある出血症状を発症することがある。

都市生活型公害

都市化の進展や生活様式の変化により、主に私たちの日常生活に伴って発生する生活環境の悪化のこと。自動車からの排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、近隣騒音、ごみ問題などがある。

【な行】

燃料電池

燃料電池は、水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発生させる装置で、発電効率がよく、反応の際に発生する熱を利用して、エネルギーを効率よく使える発電システム。

【は行】

バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらなどがある。

バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油などと混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるので、地球温暖化防止に役立てることができる。

ヒートアイランド現象

都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらない事により発生する。

【ま行】

まちの低炭素化

都市から排出される二酸化炭素（CO₂）を抑制するまちづくり。具体的には、人や物の移動に係るエネルギー使用の削減や、建築物・自動車などの都市の構成要素の低炭素化、都市のエネルギーシステムの低炭素化を指す。

水と緑のネットワークづくり

水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取り組みのこと。

都市の熱環境の改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出などの効果が期待される。

【や行】

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量および再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

【ら行】

リサイクル（再資源化）

ごみを資源として再利用すること。

リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制すること。

リユース（再使用）

一度使い終わったものを、洗ったり修理したりすることによって何度も繰り返し使うこと。

【英数】

BEMS

Building Energy Management Systemの略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム。

HEMS

Home Energy Management Systemの略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理するシステム。

IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）。昭和 63（1988）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「国連気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service）。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。

3 R

循環型社会を形成していくためのキーワードで「リデュース（Reduce）：減らす」、「リユース（Reuse）：繰り返し使う」、「リサイクル（Recycle）：資源として再利用する」の頭文字をとったもの。